

環境保全協定 新旧対照表

新 (最終案)	旧 (素案)
<p>公益財団法人エコサイクル高知 (以下「甲」という。)、佐川町 (以下「乙」という。) 及び高知県 (以下「丙」という。) は、乙と丙が令和元年7月2日に締結した確認書に基づき、<u>甲が佐川町加茂に設置する</u>管理型産業廃棄物最終処分場 (以下「施設」という。) 及び施設に入場するための新設道路 (以下「進入道路」という。) の整備<u>及び</u>管理・運営に関して、次のとおり協定を締結する。</p>	<p>公益財団法人エコサイクル高知 (以下「甲」という。)、佐川町 (以下「乙」という。) 及び高知県 (以下「丙」という。) は、乙と丙が令和元年7月2日に締結した確認書に基づき、佐川町加茂に<u>おける</u>管理型産業廃棄物最終処分場 (以下「施設」という。) 及び施設に入場するための新設道路 (以下「進入道路」という。) の整備<u>並びに</u>管理・運営に関して、次のとおり協定を締結する。</p>
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、施設及び進入道路 (以下「施設等」という。) の整備<u>及び</u>管理・運営を行うにあたり、佐川町加茂地区の住民 (以下「地域住民」という。) の安全の確保及び生活環境の保全を図るために必要な措置を定め、もって、甲、乙及び丙が <u>良好な関係のもと共存、発展するとともに、地域住民が将来にわたって安心し、誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上させていく</u>ことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、施設及び進入道路 (以下「施設等」という。) <u>を整備し</u>、管理・運営を行うにあたり、佐川町加茂地区の住民 (以下「地域住民」という。) の安全の確保及び生活環境の保全を図るために必要な措置を定め、もって、甲、乙及び丙が <u>将来にわたって</u>良好な関係のもと共存、発展することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 「施設」は、処分場を構成する、埋立施設、浸出水処理施設、管理施設、<u>防災調整池等</u>からなる。</p> <p><u>2 この協定において「工事用車両」とは、施設等を整備するために、建設資材・機械、編成人員等を運搬・輸送するための車両をいう。</u></p> <p><u>3 この協定において「運搬車両」とは、積載した産業廃棄物 (以下「廃棄物」という。) を施設内に搬入するための車両をいう。</u></p> <p><u>4 この協定において「供用期間」とは、施設完成後、廃棄物の受入れを開始した日から埋立て終了後、施設を廃止する日までの期間をいう。</u></p> <p><u>5 この協定において「施設の廃止」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ((昭和45年法律第137号) 以下「廃棄物処理法」という。) に規定する廃止の基準に適合することについて、丙による確認を受けることをいう。</u></p> <p><u>6 この協定において「工事期間」とは、施設等の整備に着手した日から供用期間の開始日の前日までをいう。</u></p> <p><u>7 この協定において「環境監視」とは、別表1～3に掲げる事項について測定を行うことをいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 「施設」は、処分場を構成する、埋立施設、浸出水処理施設、管理施設及び防災調整池等からなる。</p> <p><u>2 この協定において「運搬車両」とは、積載した産業廃棄物 (以下「廃棄物」という。) を施設内に搬入するための車両をいう。</u></p> <p><u>3 この協定において「供用期間」とは、施設完成後、廃棄物の受入れを開始した日から埋立て終了後、施設を廃止する日までの期間をいう。</u></p> <p><u>4 この協定において「施設の廃止」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ((昭和45年法律第137号) 以下「廃棄物処理法」という。) に規定する廃止の基準に適合することについて、丙による確認を受けることをいう。</u></p> <p><u>5 この協定において「工事期間」とは、施設等の整備に着手した日から供用期間の開始日の前日までをいう。</u></p> <p><u>6 この協定において「環境監視」とは、別表1～3に掲げる事項について測定を行うことをいう。</u></p>

環境保全協定 新旧対照表

新 (最終案)	旧 (素案)
<p>(責務) 第3条 甲は、施設等の整備及び管理・運営を行う。また、施設等に起因する諸問題について責任を負う。</p>	<p>(責務) 第3条 甲は、施設等を整備し、管理・運営を行う。また、施設等に起因する諸問題について責任を負う。</p>
<p>(施設等の整備及び管理・運営に関する基本的事項) 第4条 甲は、施設等の整備及び管理・運営を行うにあたり、地域住民の安全の確保、生活環境の保全に十分に配慮することとし、廃棄物処理法をはじめ、その他の関係法令を遵守する。 2 (略) 3 甲及び丙は、工事期間中又は供用期間中に、乙又は地域住民から工事及び施設に關係する通報等を受けたときは、誠意をもってその対応にあたり、甲の事業活動が原因である場合は、速やかに改善を行う。</p>	<p>(施設等の整備及び管理・運営に関する基本的事項) 第4条 甲は、施設等の整備及び管理・運営にあたり、地域住民の安全の確保、生活環境の保全に十分に配慮することとし、廃棄物処理法をはじめ、その他の関係法令を遵守する。 2 (略) 3 甲及び丙は、工事期間中又は供用期間中に、乙又は地域住民から工事や施設に關係する通報等を受けたときは、誠意をもってその対応にあたり、甲の事業活動が原因である場合は、速やかに改善を行う。</p>
<p>(情報の開示) 第5条 (略)</p>	<p>(情報の開示) 第5条 (略)</p>
<p><u>(連絡協議会)</u> 第6条 甲は、甲、乙、丙、佐川町議会及び地域住民により構成される連絡協議会を設置し、施設等の整備及び管理・運営に係る状況を報告するとともに、環境保全状況等に関する意見交換を行う。</p>	
<p>(損害の補償) 第7条 甲は、施設等の整備及び管理・運営に起因して、万一、地域住民に被害が発生した際は、乙及び当該地域住民と協議のうえ丙の支援を得て、責任を持ってその損害を補償するものとする。</p>	<p>(損害の補償) 第6条 甲は、施設等の整備及び管理・運営に起因して、万一、地域住民に被害が発生した際は、乙及び当該地域住民と協議の上、丙の支援を得て、責任を持ってその損害を補償するものとする。</p>
<p>(協定の変更等に関する協議) 第8条 (略)</p>	<p>(協定の変更等に関する協議) 第7条 (略)</p>

環境保全協定 新旧対照表

新 (最終案)	旧 (素案)
<p style="text-align: center;">第2章 施設等の整備</p> <p>(工事期間中の安全対策)</p> <p>第9条 甲は、工事期間中の安全対策として、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>工事用車両の運行経路は、別図に定めるとおりとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 施設等の整備</p> <p>(工事期間中の安全対策)</p> <p>第8条 甲は、工事期間中の安全対策として、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>施設の工事に係る工事用車両は、国道33号、町道(霧生関長竹1号線)及び大平山鉱山専用道路を経て建設予定地に至る経路を通行するものとする。</u></p> <p>(3) <u>進入道路の工事に係る工事用車両は、前号に掲げる経路及び町道(霧生関長竹2号線)を通行するものとする。</u></p>
<p>(工事期間中の環境保全対策)</p> <p>第10条 甲は、工事期間中の環境保全対策として、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 工事用車両の運行については、周辺の住宅等への騒音、振動<u>及び</u>粉じんの影響の防止に努めるよう、工事関係者に対する指導を徹底する。</p> <p>(2) 工事の実施にあたっては、騒音、振動<u>及び</u>粉じんの防止を図るため、低騒音<u>及び</u>低振動型の機械を使用し、機械の配置等、工法の工夫を行うとともに、必要に応じて騒音、振動<u>及び</u>粉じんの測定を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>2 前項に定める措置のほか、環境影響評価書に基づく環境保全措置その他必要な措置を講じ、環境保全に万全を期するものとする。</u></p>	<p>(工事期間中の環境保全対策)</p> <p>第9条 甲は、工事期間中の環境保全対策として、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 工事用車両の運行については、周辺の住宅等への騒音、振動、<u>粉じんの影響</u>の防止に努めるよう、工事関係者に対する指導を徹底する。</p> <p>(2) 工事の実施にあたっては、騒音、振動、<u>粉じんの防止</u>を図るため、低騒音、<u>低振動型の機械</u>を使用し、機械の配置等、工法の工夫を行うとともに、必要に応じて騒音、振動、<u>粉じんの測定</u>を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 施設等の管理・運営</p>	<p style="text-align: center;">第3章 施設等の管理・運営</p>
<p>(廃棄物の搬入区域)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(廃棄物の搬入区域)</p> <p>第10条 (略)</p>
<p>(廃棄物の種類)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(廃棄物の種類)</p> <p>第11条 (略)</p>
<p>(埋立期間)</p> <p>第13条 第2条第4項に規定する供用期間のうち、甲が廃棄物の埋立を行う期間は、埋立開始の日から<u>概ね</u>20年間とする。</p>	<p>(埋立期間)</p> <p>第12条 第2条第3項に規定する供用期間のうち、甲が廃棄物の埋立を行う期間は、埋立開始の日から<u>おおむね</u>20年間とする。</p>

環境保全協定 新旧対照表

新 (最終案)	旧 (素案)
<p>(廃棄物の処理)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 甲は、施設に搬入される廃棄物の内容を、目視、展開検査、その他最新の知見に基づく適切かつ合理的な手法によって確認のうえ、<u>適当と認められるもののみ</u>を受入れるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(廃棄物の処理)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 甲は、施設に搬入される廃棄物の内容を、目視、展開検査、その他、最新の知見に基づく適切かつ合理的な手法によって確認のうえ、<u>適当と認められるもののみ</u>を受入れるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(供用期間中の安全対策)</p> <p>第 15 条 甲は、供用期間中の安全対策として、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 運搬車両の運行については、道路交通法を遵守し、事故防止に努めるとともに、地域住民の交通の妨げとならないよう、搬入業者に対する指導を徹底する。</p> <p>(2) <u>運搬車両の経路は、別図に定めるとおりとする。</u>ただし、災害等やむを得ない事情により異なる経路を定める必要が生じた場合には、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 甲は、前項のマニュアルをもとに、<u>火災及び大雨時の土砂流出等を防止する</u>ための措置を講じるとともに、職員に対して徹底した教育を行い、管理体制に万全を期する。</p>	<p>(供用期間中の安全対策)</p> <p>第 14 条 甲は、供用期間中の安全対策として、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 運搬車両の運行については、道路交通法を遵守し、事故防止に努めるとともに、地域住民の交通の妨げとならないよう、搬入業者に対する指導を徹底する。</p> <p>(2) <u>運搬車両は、国道 33 号及び進入道路を通行するものとする。</u>ただし、災害等やむを得ない事情により異なる経路を定める必要が生じた場合には、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 甲は、前項のマニュアルをもとに、<u>火災防止や大雨時の雨水の排水、土砂流出等の防止</u>のための措置を講じるとともに、職員に対して徹底した教育を行い、管理体制に万全を期する。</p>
<p>(供用期間中の環境保全対策)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運搬車両からの廃棄物の飛散、流出等<u>による</u>地域住民の生活環境への影響を防止するため、必要な措置を講ずるよう、搬入業者に対する指導を徹底する。</p> <p>(3) 騒音、振動<u>及び</u>悪臭については、敷地境界で別表 1 の基準値を超過しないものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(供用期間中の環境保全対策)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運搬車両からの廃棄物の飛散、流出等、<u>地域住民の生活環境への影響を防止</u>するため、必要な措置を講ずるよう、搬入業者に対する指導を徹底する。</p> <p>(3) 騒音、振動、<u>悪臭</u>については、敷地境界で別表 1 の基準値を超過しないものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2、3 (略)</p>

環境保全協定 新旧対照表

新 (最終案)	旧 (素案)
<p>(環境監視等) 第 17 条 (略) 2 甲は、環境監視の結果を随時、ホームページ上に公開するとともに、年に 1 回、<u>第 6 条</u>に定める連絡協議会において報告する。</p>	<p>(環境監視等) 第 16 条 (略) 2 甲は、環境監視の結果を随時、ホームページ上に公開するとともに、年に 1 回、<u>次条</u>に定める連絡協議会において報告する。</p>
	<p>(連絡協議会) 第 17 条 甲は、甲、乙、丙、佐川町議会及び地域住民により構成される連絡協議会を設置し、施設等の管理・運営に係る状況等を報告するとともに、環境保全状況に関する意見交換を行う。</p>
<p>(搬入の停止) 第 18 条 甲は、第 17 条第 1 項の環境監視の結果によって基準値を超過したことが明らかになったとき、重大な故障<u>又は</u>事故等により施設等に異常が認められたときは、直ちにこの旨を乙及び丙に連絡し、改善措置がなされるまでの間、搬入を停止するものとする。</p>	<p>(搬入の停止) 第 18 条 甲は、第 16 条第 1 項の環境監視の結果によって基準値を超過したことが明らかになったとき、<u>又は</u>重大な故障<u>や</u>事故等により施設等に異常が認められたときは、直ちにこの旨を乙及び丙に連絡し、改善措置がなされるまでの間、搬入を停止するものとする。</p>
<p>(施設の変更等) 第 19 条 (略) 2 甲は、施設を廃止しようとするときは、その旨を乙及び丙に報告するとともに廃止後の当該土地の利用についての協議を行うものとする。</p>	<p>(施設の変更等) 第 19 条 (略) 2 甲は、施設を廃止しようとするときは、その旨を乙及び丙に報告するとともに、<u>乙及び丙と</u>廃止後の当該土地の利用についての協議を行うものとする。</p>
第 4 章 環境保全活動	第 4 章 環境保全活動
<p>(地域の環境保全活動) 第 20 条 甲、乙及び丙は、地域住民と協議のうえ佐川町加茂地区における生活環境及び自然環境の向上に寄与する活動に地域住民と連携して取り組むものとする。</p>	<p>(地域の環境保全活動) 第 20 条 甲、乙及び丙は、地域住民と協議のうえ、<u>佐川町加茂地区</u>における生活環境及び自然環境の向上に寄与する活動に地域住民と連携して取り組むものとする。</p>
<p>この協定の証として、甲、乙及び丙が署名の<u>うえ</u>それぞれ一通を保有する。</p> <p>令和 3 年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">甲 公益財団法人 エコサイクル高知</p>	<p>この協定の証として、甲、乙及び丙が署名の<u>上</u>、それぞれ一通を保有する。</p> <p>令和 3 年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">甲 公益財団法人 エコサイクル高知</p>

環境保全協定 新旧対照表

新 (最終案)	旧 (素案)																												
代表理事 乙 佐川町 町長 丙 高知県 知事	代表理事 乙 佐川町 町長 丙 高知県 知事																												
別表 1 1 騒音 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基準値 (単位: dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間 (8:00~19:00)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間 (22:00~6:00)</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>朝・夕 (上記時間外※)</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> ※ 朝 (6:00~8:00)、夕 (19:00~22:00) 2 振動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基準値 (単位: dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間 (8:00~19:00)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間 (19:00~8:00)</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> 3 (略)	区 分	基準値 (単位: dB)	昼間 (8:00~19:00)	65	夜間 (22:00~6:00)	55	朝・夕 (上記時間外※)	60	区 分	基準値 (単位: dB)	昼間 (8:00~19:00)	65	夜間 (19:00~8:00)	60	別表 1 1 騒音 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間 (8:00~19:00)</td> <td>65dB</td> </tr> <tr> <td>夜間 (22:00~6:00)</td> <td>55dB</td> </tr> <tr> <td>朝・夕 (上記時間外※)</td> <td>60dB</td> </tr> </tbody> </table> ※ 朝 (6:00~8:00)、夕 (19:00~22:00) 2 振動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間 (8:00~19:00)</td> <td>65dB</td> </tr> <tr> <td>夜間 (19:00~8:00)</td> <td>60dB</td> </tr> </tbody> </table> 3 (略)	区 分	基準値	昼間 (8:00~19:00)	65dB	夜間 (22:00~6:00)	55dB	朝・夕 (上記時間外※)	60dB	区 分	基準値	昼間 (8:00~19:00)	65dB	夜間 (19:00~8:00)	60dB
区 分	基準値 (単位: dB)																												
昼間 (8:00~19:00)	65																												
夜間 (22:00~6:00)	55																												
朝・夕 (上記時間外※)	60																												
区 分	基準値 (単位: dB)																												
昼間 (8:00~19:00)	65																												
夜間 (19:00~8:00)	60																												
区 分	基準値																												
昼間 (8:00~19:00)	65dB																												
夜間 (22:00~6:00)	55dB																												
朝・夕 (上記時間外※)	60dB																												
区 分	基準値																												
昼間 (8:00~19:00)	65dB																												
夜間 (19:00~8:00)	60dB																												
別表 2 粉じん <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>基準値 (単位: t/km²/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降下ばいじん</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	基準値 (単位: t/km ² /月)	降下ばいじん	10	別表 2 粉じん <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降下ばいじん</td> <td>10 t/km²/月</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	基準値	降下ばいじん	10 t/km ² /月																				
測定項目	基準値 (単位: t/km ² /月)																												
降下ばいじん	10																												
測定項目	基準値																												
降下ばいじん	10 t/km ² /月																												

環境保全協定 新旧対照表

新 (最終案)				旧 (素案)				
別表3 (略) 別表4				別表3 (略) 別表4				
実施対象		測定項目	頻度	測定場所				
大気環境	粉じん	降下ばいじん	2回/年	敷地境界等		大気環境	粉じん	
水環境	浸出水	水温、電気伝導率、酸化還元電位	通年	浸出水処理施設 入口		浸出水	水温、電気伝導率、酸化還元電位	
		pH、BOD、SS、塩化物イオン	2回/年				pH、BOD、SS、塩化物イオン	
		排水基準項目 (基準省令別表第1に準拠)	1回/年				排水基準項目 (基準省令別表第1に準拠)	
	処理水	水温、電気伝導率、酸化還元電位	通年	浸出水処理施設 出口		処理水	水温、電気伝導率、酸化還元電位	
		pH、BOD、SS、塩化物イオン	2回/年				pH、BOD、SS、塩化物イオン	
		排水基準項目 (基準省令別表第1に準拠)	1回/年				排水基準項目 (基準省令別表第1に準拠)	
	地下水	電気伝導率又は塩化物イオン	1回/月	モニタリング井戸、 湧水地点及び地下水 集排水管出口	1回/年		地下水	電気伝導率又は塩化物イオン
		地下水等検査項目 (基準省令別表第2に準拠)	1回/年	地下水集排水管 出口				地下水集排水管 出口
			1回/年	建設予定地周辺 (長竹集落)の 生活用井戸 (別途調整)				建設予定地周辺 (長竹集落)の 生活用井戸 (別途調整)
	河川水	pH、BOD、SS、 <u>電気伝導率</u> 、 <u>塩化物イオン</u>	2回/年	長竹公民館付近及び 長竹川支川2地点 (計3地点)	2回/年		河川水	pH、BOD、SS、 <u>塩化物イオン</u> 、 <u>電気伝導率</u>
騒音	騒音レベル	異常時	敷地境界等 (別途調整)		騒音	騒音レベル	異常時	敷地境界等 (別途調整)
振動	振動レベル	異常時	敷地境界等 (別途調整)		振動	振動レベル	異常時	敷地境界等 (別途調整)
悪臭	臭気指数又は物質濃度	異常時	敷地境界等 (別途調整)		悪臭	臭気指数又は物質濃度	異常時	敷地境界等 (別途調整)
環境放射線	空間線量率	2回/年	処分場内・外 (2地点)		環境放射線	空間線量率	2回/年	処分場内・外 (2地点)

環境保全協定 新旧対照表

新 (最終案)	旧 (素案)
<p>別図</p>	<p>Blank area for the old plan (旧 素案).</p>